

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月8日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第12号

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則（昭和30年静岡県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(技能習得手当に相当する退職手当等の支給 手続)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>(技能習得手当に相当する退職手当等の支給 手続)</p> <p>第14条 (略)</p> <p><u>(職員退職手当条例第10条第10項第2号に規定する教育委員会規則で定める者)</u></p> <p>第14条の2 職員退職手当条例第10条第10項第2号アに規定する教育委員会規則で定める者のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) <u>雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者</u> 退職職員（退職した職員退職手当条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって、同法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの</p> <p>(2) <u>雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者</u> 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた市町の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの</p> <p>(3) <u>雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者</u> 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた市町の事務を同法第5条第1項に規定する適</p>

<p>(傷病手当に相当する退職手当の支給手続)</p> <p>第15条 (略)</p>	<p><u>用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの</u></p> <p><u>2 職員退職手当条例第10条第10項第2号イに規定する教育委員会規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。</u></p> <p>(傷病手当に相当する退職手当の支給手続)</p> <p>第15条 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記第5号様式中

技能習得手当	受講手当	月額	円	月	日	支給開始
	特定職種受講手当	月額	円	月	日	支給開始
	通所手当	月額	円	月	日	支給開始

を

「

技能習得手当	受講手当	日額	円	月	日	支給開始
	通所手当	月額	円	月	日	支給開始

に改める。

」

別記第12号様式中

通所日数		特定職種受講日数		寄宿日数	
------	--	----------	--	------	--

を

通所日数		寄宿日数	
------	--	------	--

に改める。

」

別記第14号の2様式(表)中「に、安定所」の次に「、地方公共団体」を加え、同様式(裏)中「就業手当等」を「就業手当に相当する退職手当等」に、「就業手当の」を「就業手当に相当する退職手当の」に改め、「なお、」の次に「「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい、」を加える。

別記16号様式中

「

⑨ 乗車(船)の場所	⑩ 下車(船)の場所
------------	------------

を

」

⑨ 乗車（船）の場所 （出発空港）		⑩ 下車（船）の場所 （到着空港）	
----------------------	--	----------------------	--

※船賃		※車賃	
距離	運賃	距離	支給額
キ ロ メートル	円	キ ロ メートル	円

※船賃		※航空賃		※車賃	
距離	運賃	距離	運賃	距離	支給額
キ ロ メートル	円	キ ロ メートル	円	キ ロ メートル	円

別記第17号様式中

「

船 賃		車 賃	
距離	運賃	距離	支給額
キロメートル	円	キロメートル	円

を

」

「

船 賃		航 空 賃		車 賃	
距離	運賃	距離	運賃	距離	支給額
キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円

に改める。

」

別記第17号の2様式（表）中「求職活動支援費（短期訓練受講費）の」を「求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当の」に改め、同様式（裏）中「短期訓練受講費」を「求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当」に改める。

別記第17号の3様式（表）中「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）の」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の」に改め、同様式（裏）中「求職活動関係役務利用費）中」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当）」中に、「求職活動関係役務利用費）」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当）」に、「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）支給申請書」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書」に、「求職活動関係役務利用費の」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の静岡州市町立学校職員の退職手当に関する規則第14条の2の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の静岡州市町立学校職員の退職手当に関する規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の静岡州市町立学校職員の退職手当に関する規則の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。